

子どもに対する精神障害者保健福祉手帳用診断書の運用上の課題

研究分担者 本田 秀夫 信州大学医学部子どものこころの発達医学教室 教授（特定雇用）

研究要旨

本研究では、子どもに関して現行の精神障害者保健福祉手帳用診断書を用いる際に生じる課題について整理するとともに、児童用の診断書様式の必要性について検討した。

精神障害と知的障害との区分および子どもと成人との区分という視点で整理すると、手帳制度は障害種別の区分で手続きが大きく異なる一方で年齢による手続きの違いがないのに対して、手当および障害年期の制度は障害種別の区分がなく年齢によって手続きが異なる。精神障害者保健福祉手帳用診断書は、現状では子どもについて記載が困難な項目が含まれる。筆者は特別児童扶養手当認定診断書（精神障害用）改定案作成の経験があり、その経験から精神障害者保健福祉手帳用診断書（児童用）の様式作成の必要性と、作成に際して留意すべき事項について述べた。

知的発達症と他の精神疾患が併存する児童では、ライフステージを通じて何度も異なる制度利用のための判定を受けなければならず、受給者の立場からも主治医の立場からも煩雑である。日常生活の支障の程度に応じた福祉サービスを提供するという共通の目的で行われる手帳や手当の認定手続きについては、少なくとも診断書作成や心理検査に関する部分は一元化し、本人、家族、主治医の負担の軽減と行政の業務の効率化を図ることが望ましいと思われる。

A. 研究目的

かつて、子どもに障害福祉サービスや特別支援教育を検討するケースの大半は、精神薄弱者福祉法（現在の知的障害者福祉法）の対象と考えられ、障害者手帳を検討する場合には療育手帳が選択されていた。精神障害者保健福祉手帳は成人の精神障害者が対象として想定されており、子どもに対して精神障害者保健福祉手帳の交付を検討することは例外的であった。

しかし、1990年代から知的発達症以外の神経発達症の診断例が徐々に増加し、2000年頃までにはそのようなケースに対する障害福祉サービスや特別支援教育をどのように保障するかが課題となった。発達障害者支援法（2004年）におい

て、発達障害は精神障害に含まれることが明示されたことから、現在では療育手帳の対象とならない神経発達症の子どもたちには精神障害者保健福祉手帳の交付が検討されている。

精神障害者保健福祉手帳の申請時に医師が作成する診断書の様式は自治体によって多少の違いはあるものの、基本項目はほぼ同じである。しかし、もともと成人期における精神障害の判定を想定して作成された様式であるため、子どもへの対応が十分とはいえない箇所もある。

そこで本研究では、子どもに関して現行の精神障害者保健福祉手帳用診断書を用いる際に生じる課題について整理するとともに、児童用の診断書様式の必要性について検討する。

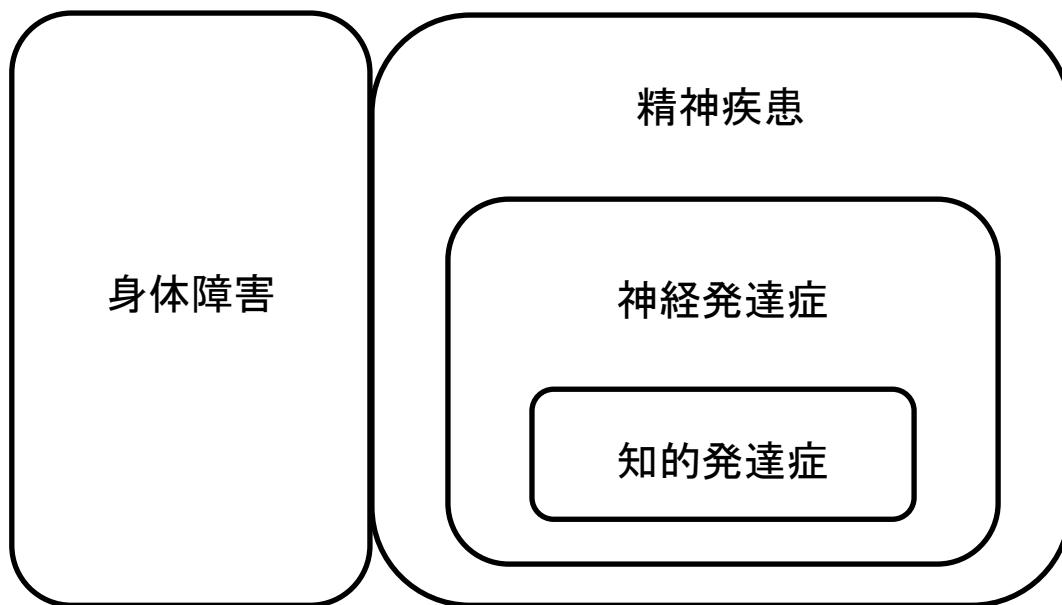


図1 医学概念における神経発達症および知的発達症の位置づけ

B. 課題の整理

1. 知的障害と精神障害に対する手帳、手当、障害年金の制度と手続きの関係

精神医学の分類（DSM-5-TR および ICD-11）では精神疾患の下位分類に神経発達症があり、その下位分類に知的発達症があるという関係にある（図1）。一方わが国では、知的障害と精神障害が別の法制度で扱われ、手帳制度が別々に運用されている。知的発達症以外の神経発達症は「発達障害」として精神障害の下位分類に位置づけられている（図2）。知的発達症以外の神経発達症や思春期以前に発症するその他の精神疾患のある子どもに対しては、精神障害者保健福祉手帳が検討される。知的発達症とその他の神経発達症を含む精神疾患が併存している場合、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の両方の交付も可能である。

療育手帳と精神障害者保健福祉手帳は、手続きのプロセスが全く異なる。前者では児童相談所および障害者更生相談所で判定が行われ、医師が作成する診断書は不要である。後者では精神保健福祉センターで判定が行われ、所定の様式の診断書を医師が作成する必要がある。

これとは独立に、経済的支援のための手当および障害年金の制度がある。手当および障害年金の認定においては、手続きのプロセスや必要な認定用診断書の書式は精神障害と知的障害で同じである。ただし、子どもは特別児童扶養手当および障害児福祉手当、成人は障害年金および特別障害者手当が検討されるため、年齢によって受給できる手当や年金の種類が異なる。

以上より、精神障害と知的障害との区分および子どもと成人との区分という視点で整理すると、手帳制度は障害種別の区分で手続きが大きく異なる一方で年齢による手続きの違いがないのに対して、手当および障害年金の制度は障害種別の区分がなく年齢によって手続きが異なる。

2. 精神障害者保健福祉手帳用診断書様式の課題

精神障害者保健福祉手帳は子ども、成人を問わず同じ様式の診断書を用いて診断書が作成される。基本的には成人を想定して作成された様式であるため、項目構成や設問の記述が児童では記入しにくい箇所が見られる。以下に主要な課題を整理する。

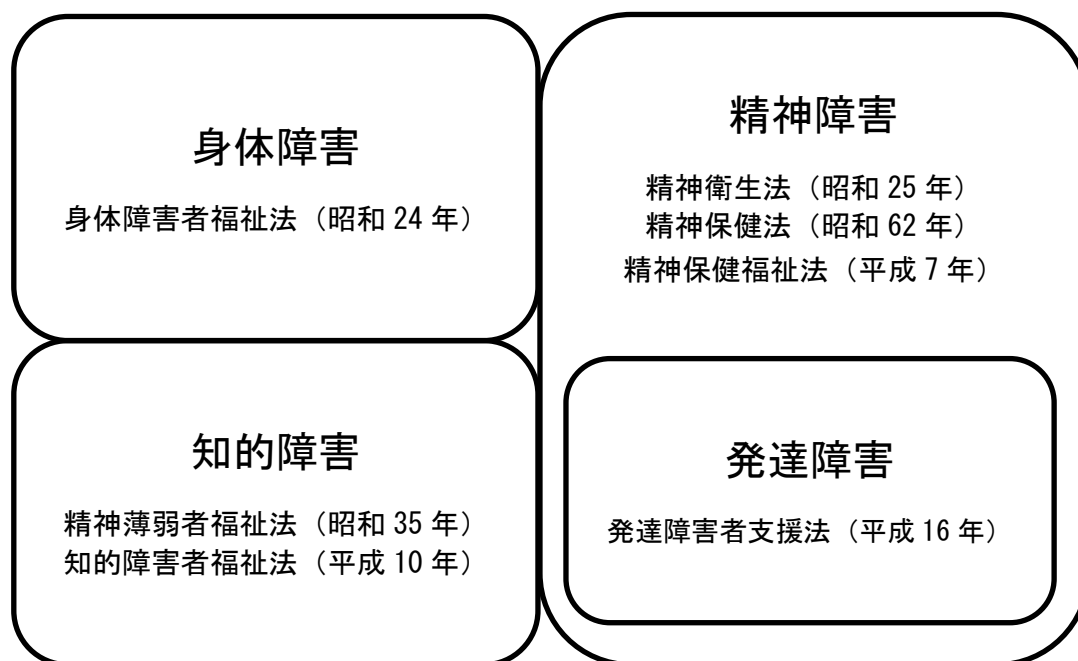


図 2 わが国の法制度における発達障害および知的障害の位置づけ

まず、病状や状態像等の記載欄が成人の精神病症状を前提としていることが挙げられる。この欄は、抑うつ状態、躁状態、幻覚妄想状態など成人の内因性精神疾患を想定した項目が上位を占めている。子どもで記載されることの多い神経発達症関連の項目は、「知能・記憶・学習・注意の障害」および「広汎性発達障害関連症状」に分散されており、前者の中には認知症が含まれている。注意欠如多動症でしばしば見られる多動・衝動性は、「情動及び行動の障害」の下位項目にある「暴力・衝動行為」および「多動」を○で囲むようになっているが、不注意症状は「知能・記憶・学習・注意の障害」の下位にある「注意障害」を○で囲むことになる。

次に、日常生活能力の判定において発達段階への考慮が行いにくいことが挙げられる。精神障害者保健福祉手帳における日常生活能力の評価項目は、もともと成人が保護的でない環境で自立して生活する場合を想定して、それとの比較で判定するように作られた。記載にあたって、「児童では

年齢相応の能力と比較の上で判断する」とのコメントが付記されているものの、基本的な枠組みが変わっていないため、子どもでは判定しにくい項目が一部に残っている。子どもは発達段階に応じて保護者に依存することが通常であるため、障害による生活能力の問題と年齢相応の未自立とを区別して判断することが難しい。また、子どもの日常生活能力は保護者の支援の程度に大きく左右される。手厚い支援を受けている子どもは表面上の適応が高く見える一方、支援が減ると途端に機能が低下する場合も多い。

C. 特別児童扶養手当認定診断書（精神障害用）改定案作成の経過

手当および障害年金の制度は、20歳を境界として子どもと成人で分けられている。このため、認定に必要な診断書も児童用と成人用で異なる様式が用意されている。

障害年金の精神障害用診断書の様式は、病状または状態像、日常生活能力の判定に関する項目の

構成など、精神障害者保健福祉手帳用診断書の様式と類似しているところが多い。このことは、障害年金と精神障害者保健福祉手帳の判定における整合性を保障する上で良い条件にあると言える。

一方、障害のある子どもの保護者に支給される特別児童扶養手当の知的障害・精神障害用認定診断書は、病状または状態像や日常生活能力の判定に関する項目が子どもに特化して設定されているのが特徴である。ただし、かつて子どもで特別児童扶養手当の対象となっていた子どもの多くが中等度～最重度の知的発達症であったため、日常生活能力の項目設定が中等度～最重度知的発達症以外の子どもでは学童期以降には概ね「自立」になってしまうなど、改善の余地がある。

特別児童扶養手当（知的障害・精神の障害）の認定診断書については、2017年度以降5回にわたって厚生労働科学研究等で検討されてきた[1][2][3][4][5]。筆者はこの中で、特別児童扶養手当の認定診断書改定案および等級判定ガイドライン案の作成に関わった。

現行の特別児童扶養手当の認定診断書の項目や設問内容は、幼児および重度～最重度の知的発達症を主として想定しており、他の精神疾患では記載しにくいという問題があった。今回の認定診断書改定案は多くの精神疾患に対して作成しやすい構成となっている。

精神障害の子どもに対する障害福祉サービスの検討に用いる診断書であるという点で、特別児童扶養手当認定診断書（精神障害用）の改定案作成の経験は参考になると思われる。以下では、特別児童扶養手当認定診断書（精神障害用）改定案を作成した際に留意した点について述べる。

診断名については、障害の原因となった傷病名（認定を申請する主な傷病名）、傷病が発生したか明らかになったときの年月日、主な傷病のため初めて医師の診断を受けた日を分けて記載するという流れで主たる傷病の名称と時系列をまず明確

にし、続いて合併症およびそれが明らかとなった時期を明確にするという形式に修正した。

病歴および経過については、発育・養育歴及び発病以来の症状と経過としてまとめて、理念的には出生直後から傷病が現れる神経発達症でも一連の流れとして出生から診断書作成時までの経過を記載できるように修正した。

子どもでは教育および児童福祉法に基づく福祉サービス等の利用に関する情報が必要となる。そこで、「教育歴」および「福祉サービス等の利用状況」の欄で特別支援教育その他の教育形態に関する情報を記載できるようにした。

病状または状態像については、「知的障害」「発達障害」「高次脳機能障害」「意識障害・てんかん」「精神症状」「問題行動」の6種類の欄に再編した。その上で、「発達障害」の欄には自閉スペクトラム症関連症状にとどまらず、不注意性、多動・衝動性、読み書き障害、算数障害、チックなどを加えることで広く発達障害の症状を浮かび上がらせるようにした。精神症状では、新たに「解離・トラウマ症状」「睡眠障害」「身体化」などを加えた上で項目を整理した。「問題行動」においても現行様式の用語をいくつか修正し、「ひきこもり」「家出・放浪」「脅迫」を新たに追加した。

日常生活能力の判定については、「1 食事」「2 用便の始末」「3 衣服の着脱」「4 買い物や交通機関の利用」「5 家族との会話」「6 家族以外の者との会話」「7 危険物の理解（火、刃物、交通、高所等）」「8 集団生活への適応」の8項目とし、1～4の4項目には「1人でできる、部分的な介助を要する、全面的な介助を要する」の3水準を設定し、5、6、8の3項目には「できる、少しはできる、全くできない」の3水準、「7 危険物の理解」は「わかる、少しはわかる、全くわからない」の3水準とした。さらに、項目ごとに「年齢相応」かどうかの判断を記載することにした。

また、障害基礎年金における精神障害の等級判定との一貫性を保障することを目的として、等級判定ガイドライン[6]を参考に「要注意度」を廃止して新たに「障害のため要する援助の程度」という項目を新設した。

D. 精神障害者保健福祉手帳用診断書（児童用）の必要性

現在の精神障害者保健福祉手帳用診断書様式を用いて子どもの判定を行う際の課題を解消するためには、子どもの精神障害の特徴に留意した精神障害者保健福祉手帳の診断書様式を作成する必要がある。子どもに特化した評価基準の整備、発達段階を考慮した日常生活能力評価の改訂、学校機能に関する記載欄の新設など、様式そのものの見直しが求められる。特別児童扶養手当認定診断書（精神障害用）の改定案作成の経験から、精神障害者保健福祉手帳用診断書（児童用）様式を検討する際には、以下の点に留意した項目設定をするとよいと思われる。

- 1) 神経発達症の占める割合が多いことを想定した傷病名記載の工夫
- 2) 出生直後からの発育・養育歴と病歴が多く重なり合うことを想定した経過の記載の工夫
- 3) 教育歴や児童福祉法に基づく福祉サービス等の利用に関する記載欄の設置
- 4) 児童期に多く見られる病状または状態像の記載に重点を置いた項目の工夫
- 5) 児童期を想定した日常生活能力判定の項目の工夫

これらに留意した診断書が作成できれば、特別児童扶養手当認定診断書（精神障害用）との整合性も保障されることが期待できる。

E. 結論

精神障害者保健福祉手帳用診断書が現状では子どもについて記載が困難であることを述べた。さ

らに、特別児童扶養手当認定診断書（精神障害用）改定案作成の経験を参考に、精神障害者保健福祉手帳用診断書（児童用）の様式作成の必要性と、作成に際して留意すべき事項について述べた。

知的発達症と他の精神疾患が併存する児童では、ライフステージを通じて何度も異なる制度利用のための判定を受けなければならず、受給者の立場からも主治医の立場からも煩雑である。日常生活の支障の程度に応じた福祉サービスを提供するという共通の目的で行われる手帳や手当の認定手続きについては、少なくとも診断書作成や心理検査に関する部分は一元化し、本人、家族、主治医の負担の軽減と行政の業務の効率化を図ることが望ましいと思われる。

F. 文献

- [1]平成 29 年度～平成 30 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（障害者政策総合研究事業）（研究代表者：齊藤万比古）：特別児童扶養手当等（精神の障害）の課題分析と充実を図るための調査研究 平成 30 年度 総括・分担研究報告書, 2019。
- [2]令和 2 年度～令和 3 年度厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）（研究代表者：本田秀夫）：特別児童扶養手当（精神の障害）の認定事務の適正化に向けた調査研究 令和 2 年度～3 年度 総合研究報告書, 2022。
- [3]令和 4 年度～令和 5 年度厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）（研究代表者：本田秀夫）：特別児童扶養手当（知的障害・精神の障害）に係る等級判定ガイドライン案の作成のための調査研究 令和 4 年度～5 年度 総合研究報告書, 2024。
- [4]令和 6 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）（研究代

表者：本田秀夫）：特別児童扶養手当（知的障害・精神の障害）の等級判定を補助するための情報ツール作成のための研究 令和6年度 総括・分担研究報告書, 2025。

[5]厚生労働省令和7年度障害者総合福祉推進事業（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）：特別児童扶養手当（精神の障害）の等級判定ガイドラインの運用上の課題等に関する調査研究報告書, 2026。

[6]国民年金・厚生年金保険：精神の障害に係る等級判定ガイドライン。2016。

<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12512000-Nenkinkyoku-Jigyoukanrika/0000130045.pdf>（2025.5.6 閲覧）

G. 研究発表

1. 論文発表 なし
2. 学会発表 なし

H. 知的財産権の出願・登録情報

1. 特許取得
なし
2. 実用新案登録
なし
3. その他
なし